

# 「タクシー革新プラン2016 ～選ばれるタクシー～」(平成28年4月1日) 概要

## I. 現状と課題

タクシー事業の経営基盤の強化・安定的な輸送手段の確保を図るためには、人口減少や高齢化、訪日外国人の急増、IT技術の発達といった環境の変化を踏まえつつ、地域の特性・利用者ニーズに即したサービスを提供する等により、従来の事業を革新する必要。これを踏まえ、平成27年1月から「新しいタクシーのあり方検討会」において議論を重ね、今後の取組をとりまとめた。

## II. タクシー革新に向けた取組

1. 生産性の向上	(1) 効率的な供給 ⇒ 「タクシー特措法」に基づく需給バランスの改善 等 (2) 収益の拡大 ⇒ 価値ある付加サービスに対する適正な料金の設定 等 (3) 人材の確保・育成 ⇒ 新卒・女性等、多様な人材の採用拡大 等
2. サービスの向上	(1) 高度化 ⇒ ITを活用した運転者評価、降車時の決済手続フリーの実現 等 (2) 国際化 ⇒ 初乗り運賃の短縮・引下げの実施 等 (3) 多様化 ⇒ 観光タクシーの充実・プライベートリムジンの導入 等
3. 安全・安心の向上	(1) 悪質事業者・運転者の排除 ⇒ 監査機能の強化、運転者登録制度の拡大 等 (2) 地域の安心の確保 ⇒ 自治体や警察等、関係者との密接な連携 等

## III. 適正化・活性化の着実な推進

タクシー特措法のフォローアップ	(1) 適正化：賃金（労働分配率、時間あたり支給額）、平均車齢等の改善状況 ⇒ 見える化 (2) 活性化：バリアフリー、外国語、スマホ配車等への対応状況 ⇒ (毎年度公表)
-----------------	---

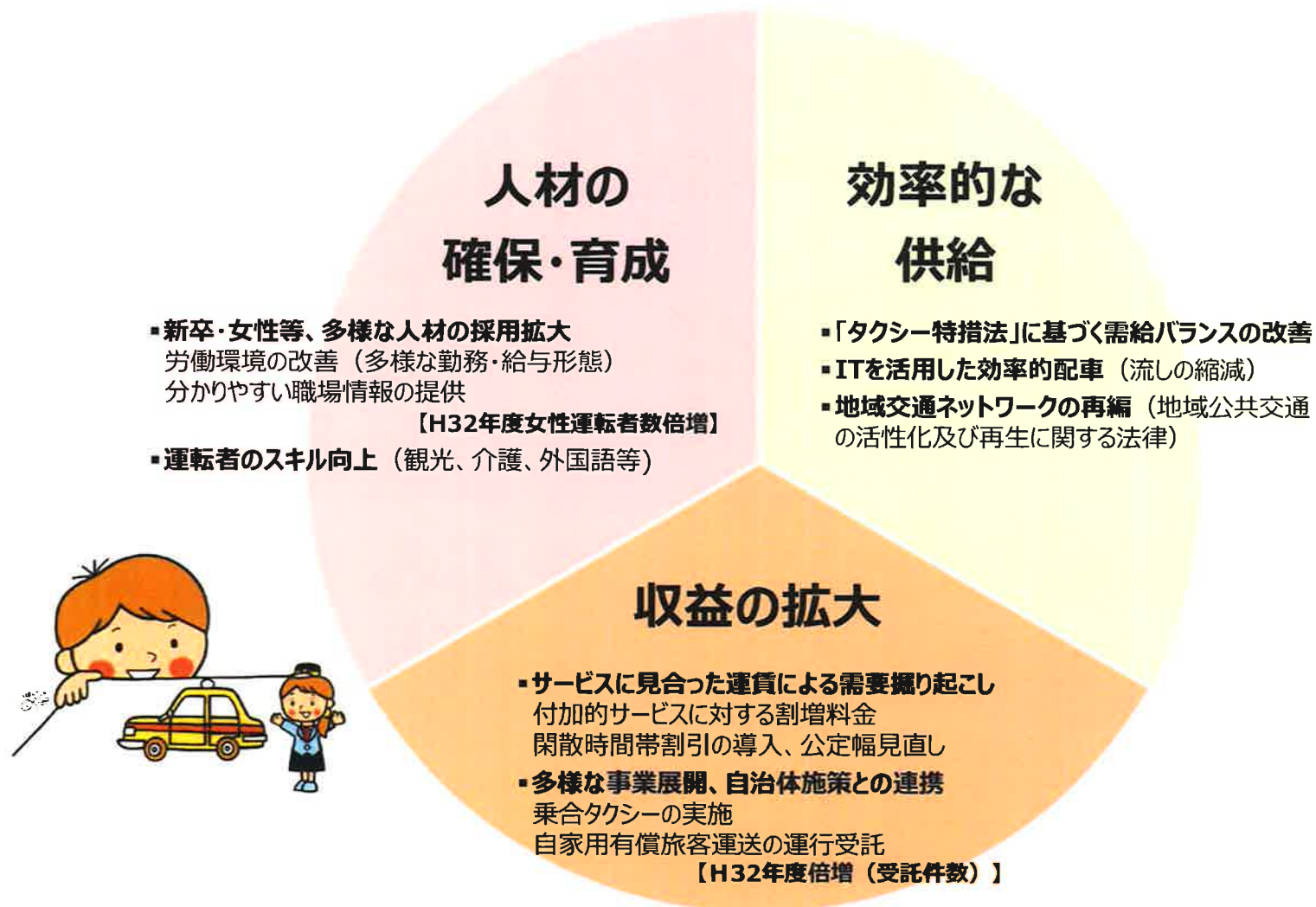
「新しいタクシーのあり方検討会」委員 (敬称略、順不同)

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授【座長】  
 太田 和博 専修大学商学部教授  
 鎌田 耕一 東洋大学法学部教授  
 水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授  
 河野 康子 (一社)全国消費者団体連絡会事務局長  
 宇佐川 邦子 (株)リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンターセンター長  
 楓 千里 (株)JTBパブリッシング取締役 ノジュール事業担当

栗原 博 日本商工会議所 流通・地域振興部長  
 児玉 平生 毎日新聞世論調査室委員  
 佐々木 達也 読売新聞東京本社編集委員兼調査研究本部主任研究員  
 富田 昌孝 (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会会長  
 木村 忠義 (一社)全国個人タクシー協会会長  
 川鍋 一郎 (一社)東京ハイヤー・タクシー協会会長  
 田中 敬子 すばる交通(株)取締役副社長

今村 天次 全国自動車交通労働組合総連合会書記長  
 手水 辰也 全国交通運輸労働組合総連合ハイタク部会事務局長  
 松永 次央 全国自動車交通労働組合連合会書記長  
 藤井 直樹 自動車局長 (田端 浩 自動車局長)  
 持永 秀毅 大臣官房審議官 (若林 陽介 大臣官房審議官)  
 鶴田 浩久 自動車局旅客課長 (寺田 吉道 自動車局旅客課長)

# 1. 「生産性の向上」



## 2. 「サービスの向上」

### 高度化



- 配車から目的地到着までスマートなサービス提供  
利用者によるタクシー選択・評価  
運賃・時間予測、キャッシュレス決済、Wi-fi対応等
- バリアフリー化（UDタクシー車両）  
【H32年東京で25%、H42年全国で50%】



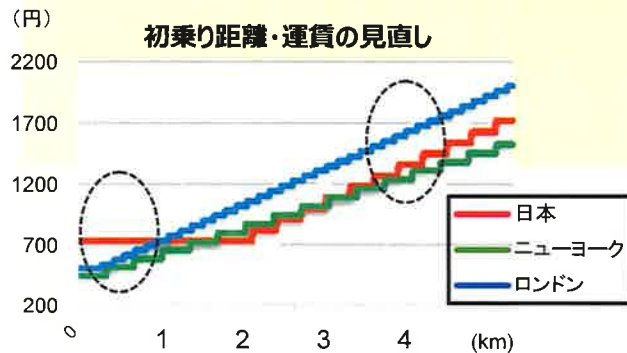
NV200（日産）



JapanTAXI（トヨタ）2017年秋以降

### 国際化

- 外国語対応の強化  
【H32年度東京で外国語研修受講者数倍増、  
多言語翻訳機25%】
- 日本のタクシー運賃の割高感解消  
【H29年度東京23区で  
初乗り運賃の短縮・引き下げを実施】



Hospitality Taxi



外国語対応タクシー

### 多様化

- 観光客・富裕層向けサービスの充実  
自治体、観光関係団体、商工会議所等との連携  
個人向けハイヤーサービス(プライベートリムジン)  
【H32年プライベートリムジンを全国で導入】
- 妊婦・子ども向けサービス



ハイヤーサービス

### 3. 「安全・安心の向上」

#### 適切な評価・監査等 による悪質事業者・ 運転者の排除

- 監査機能の強化（旅客自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導、当局との連携）
- 事業者評価制度の実施
- 運転者登録制度の拡大

#### 地域の安心の確保

- 自治体や警察等、関係者との密接な連携  
地域のタクシーパトロールの実施  
事件等発生時のドライブレコーダー映像提供  
防災レポートタクシー

# タクシー特措法フォローアップ

## I 共通事項

- ①調査対象： 特定地域及び準特定地域の全事業者
- ②評価対象期間： 毎年4月1日～3月31日までの間、もしくは年度末時点
- ③公表時期： 毎年8月頃を目途（H29年以降）
- ④公表の方法： 地域のタクシー協会は、当該地域の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）をホームページで公表  
国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめホームページで公表  
※公表結果等を踏まえ、制度の運用状況・効果等を見極めつつ、法の運用の改善等について継続的に検討を行う。

## II フォローアップの内容

### 1 適正化事業について

- (1) 減車台数・実働率
- (2) 労働環境改善に向けた適正化の取組に係る評価指標
  - ①特定地域等指定基準に基づく指標
    - ・日車営収の改善度
    - ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
    - ・実働実車率の改善度
    - ・赤字事業者車両数シェアの改善度
  - ②その他労働環境改善に係る指標
    - ・賃金の改善度
    - ・運転者負担の解消割合
    - ・平均車齢の改善度
    - ・キャリアパス明示・スキル評価の有無

### 2 活性化事業について

下記①～⑤を基本とし、地域の実情に応じ⑥～⑧を追加

- ①妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数
- ②UD研修受講者数及び受講運転者数
- ③観光タクシー取組事業者数・認定運転者数
- ④外国語講習受講者数及び受講運転者数
- ⑤アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数
  
- ⑥UDタクシーの導入車両数及び導入車両数
- ⑦環境対応車の導入車両数及び導入車両数
- ⑧クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数

## III 新たな表彰制度の創設

フォローアップを通じて、労働環境の改善度、利用者サービスに係る取組が顕著だった指定地域、また、活性化の取組が先駆的な事業者について、表彰。

### ※ 各地方運輸局等に依頼したい作業内容及びスケジュール感

- 作業内容： 上記Ⅱ.1.(2).②及びⅡ.2について、タクシー協会非加盟事業者の実績をとりまとめ、本省へ報告。
- 報告時期： 各年度末時点（「賃金の改善度」にあっては2月～4月の実績）の実績を毎年6月末日まで。
- 通達発出： 本年秋頃